

日本三大樹氷ブランド化誘客推進準備業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

日本三大樹氷ブランド化誘客推進準備業務公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）は、日本三大樹氷ブランド化誘客推進準備業務を委託する業者を選定するため、公募型プロポーザルの応募資格、手続き、審査等の内容について必要な事項を定める。

2 委託業務

業務名 日本三大樹氷ブランド化誘客推進準備業務委託

業務内容 日本三大樹氷ブランド化誘客推進準備業務仕様書
（以下、「仕様書」という）のとおり。

履行期間 契約締結日から令和4年10月31日までとする。

委託金額 上限金額は550,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

3 参加資格

当該業務の公募型プロポーザルに参加する者（以下、「参加者」という。）は、造成する旅行商品を台湾・中国・タイ・オーストラリアの4か国において販売することができる、次の要件を全て満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の申立てが行われた者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- （3）会社法（平成17年法律第86号）第475条もしくは第644条の規定に基づく清算の開始、または破産法（平成16年法律第75号）第18条もしくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- （4）山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条に規定する暴力団もしくは暴力団員またはこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- （5）市税（市外または県外に本社を置く場合、本社が所在する市町村の税）を滞納していないこと。

4 実施スケジュール

内 容	日 時
公募開始及び資料等の公開、質問の受付開始	令和4年8月18日（木）午後5時
実施要領及び仕様書に関する質問の受付期限	令和4年8月22日（月）午後5時
質問に対する回答	令和4年8月25日（木）午後5時
参加申込受付期限	令和4年8月26日（金）午後5時
企画提案書等の提出期限	令和4年9月7日（水）正午
審査委員会の開催（オンライン）	令和4年9月14日（水）

審査結果通知	令和4年9月15日（木）
契約締結	令和4年9月中旬

5 実施要領及び仕様書等に関する質問

本プロポーザルに関する質問がある場合は、下記により質問すること。ただし、審査に支障を来す質問、評価基準及び他の参加者に関する質問は受け付けない。

- （１）受付期間 令和4年8月18日（木）～8月22日（月）午後5時まで
- （２）質問方法 質問書（様式１）を使用し、午前9時～午後5時までの間に電子メールまたは持参により提出すること。電子メールにより提出した場合は、その旨を担当へ電話で連絡すること。
- （３）質問先 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市商工観光部観光戦略課広域観光推進グループ
TEL：023-641-1212（内線425）
E-MAIL：kankou@city.yamagata-yamagata.lg.jp
※メールの件名は、「（質問）日本三大樹氷ブランド化誘客推進準備業務」とすること。
- （４）回答日時 令和4年8月25日（木） 午後5時まで
- （５）回答方法 山形市公式ホームページに掲載

6 参加申込及び参加要件適格確認

- （１）申込期間 令和4年8月18日（木）～令和4年8月26日（金）午後5時まで
- （２）申込方法 提出書類を郵送（締切日必着）または、
持参（持参する場合は、土日、祝日を除く午前9時～午後5時まで）
- （３）提出書類 ①参加申込書（様式２）
②誓約書（様式３）
③秘密保持誓約書（様式４）
④直近３ヶ月以内に発行された、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書ならびに山形市に本社・支社がある者は法人市民税及び固定資産税に未納がないことの証明書の原本
- （４）提出部数 １部
- （５）提出先 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市商工観光部観光戦略課広域観光推進グループ
- （６）参加要件適格確認

上記の６（３）で提出された書類について、参加要件適格が確認された者に対しては、参加要件適格通知書により通知を行う。参加要件を満たしていない者に対しては、参加要件不適格通知書により通知を行い、プロポーザルへの参加を認めない。

7 企画提案書等の提出

上記「6 参加申込及び参加要件適格確認」により参加要件適格の通知を受けた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年9月7日（水）正午
- (2) 提出方法 提出書類を郵送（締切日必着）または持参（持参する場合は、土日、祝日を除く午前9時～午後5時まで）
- (3) 提出書類 企画提案書（様式5）
- (4) 提出部数 6部（正本1部、正本の写し5部）
- (5) 提出先 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市商工観光部観光戦略課広域観光推進グループ
- (6) 企画提案書作成上の留意事項
 - ① 提出書類はA4用紙（両面印刷）とし、ページ番号を付与すること。
 - ② 企画提案書は、「別紙1 企画提案書記載事項」に沿って記載すること。また、「別紙2 評価基準表」の視点に沿って具体的に記載すること。

8 プレゼンテーション

- (1) 令和4年9月14日（水）にオンラインで、日本三大樹氷ブランド化誘客推進準備業務公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）に対し、「7 企画提案書等の提出」で提出した企画提案に沿って説明すること。また、あわせて質疑応答も行う。
プレゼンテーションの時間及び詳細については、「6 参加申込及び参加要件適格確認」の参加要件適格通知書と併せて通知する。
- (2) 説明要領
 - ① 参加できる人数は2名以内とし、説明は原則当該業務の担当者が行うこと。
 - ② 時間は30分以内（説明20分、質疑応答10分）とする。
 - ③ 順番は申し込み順とする。
 - ④ 他者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

9 審査

審査委員会で「別表 評価基準表」に基づき評価を行う。

(1) 失格

次に掲げる項目のいずれかに該当するものは、失格とし、審査の対象としない。

- ① 提出した書類に虚偽の記載のあるもの。
- ② 旅行商品の企画等にかかる見積り金額が550,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えるもの。
- ③ 企画したファムツアーの催行及び旅行商品の販売等にかかる見積り金額と上記旅行商品の企画等にかかる見積り金額の合計が8,589,450円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えるもの。
- ④ 期間内に提出書類が提出されなかったもの。
- ⑤ 審査会の委員に対して、直接間接を問わず接触を求めたものまたは接触したもの。
- ⑥ 審査結果に影響を与えるような工作をしたもの。

⑦ その他、実施要領に違反するもの。

(2) 審査結果

- ① 各審査委員の評価点の合計得点が最も高い上位1者を、契約交渉順位第1位の候補者（以下、「第1位の候補者」という。）として選定し、2番目に合計得点が高かった者を契約交渉順位第2位の候補者（以下、「第2位の候補者」という。）として選定する。合計得点の最も高い者が2人以上いるときは、別紙2の「2 旅行商品の企画に関する」との評価点が高い者を上位とする。
- ② 各審査委員の評価点の合計得点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補としない。
- ③ 企画提案者が1者のみの場合であっても審査を実施するが、その場合、各審査委員の評価点の合計得点が6割以上となった場合に限り、第1位の候補者として選定する。
- ④ 審査の結果は文書により通知し、山形市公式ホームページで公開する。なお、審査結果に関する問い合わせには一切応じない。
- ⑤ 審査結果について、異議を申し立てることはできない。

10 公募型プロポーザル参加に際しての留意事項

- (1) 参加者は、参加申込書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 参加申込み後に辞退する場合は、辞退届（様式6）にて届け出ること。
- (3) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (4) 提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法または維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (5) 書類の提出に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。また、造語及び略語は、専門用語または一般用語を用いて初めて出た場所に定義を記述すること。
- (6) 複数の企画提案書の提出はできない。
- (7) 提出期限後の提出書類の変更、差し替えまたは再提出は認めない。（市が補正等を求める場合を除く。）
- (8) 公募型プロポーザルに要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (9) 選定された参加者の企画提案（プロポーザル）に盛り込まれた内容がすべて業務委託内容になるとは限らない。

11 契約に関する基本事項

(1) 契約交渉

第1位の候補者との協議が不調となったと市が判断した場合は、第1位の候補者との交渉を終了し、第2位の候補者を繰り上げ、協議を行う。

(2) 契約の締結

第1位の候補者と当該業務についての協議を行い、内容について合意の上、仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

なお、第2位の候補者を繰り上げた場合も同様とする。また、受託業務内容は提出された企画提案書に沿ったものとするが、双方の合意により内容を変更する場合がある。

12 その他

今後の新型コロナウイルス感染拡大防止対策を踏まえ、必要に応じて実施要領（プレゼンテーションや審査等）を変更する場合がある。

13 問合せ及び書類提出先

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市商工観光部観光戦略課広域観光推進グループ
TEL：023-641-1212（内線425）
E-MAIL：kankou@city.yamagata-yamagata.lg.jp